

〔論文題目〕 地方分権下における今後の教育委員会の在り方についての一考察

指導教授 山中 芳和

論文指導教員 北神 正行

岡山大学大学院 教育学研究科 学校教育専攻 22417001 大島 淳志

I. 研究の目的

戦後教育改革の一環として、1948（昭和23）年の教育委員会法により導入された教育委員会制度は、その後の1956（昭和31）年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下地教行法）によって大きく修正されつつも、現在に至るまで地方の教育行政を担ってきた。地教行法は戦後教育行政改革の基本的原理とされた民主制、地方分権制、専門性を大きく変え、60年代の高度経済成長に向けた教育体制を構築すべく国の政策的意志をより円滑に実現できるように公教育経営を中央集権化し、その重層構造化を促してきた。この地教行法体制は、1999（平成11）年の地方分権一括法の成立に至るまでほとんど変更されることなく維持され、現実の教育行政、学校経営を律し、大きく制約するものであった。

現在、行政全般における地方分権化の流れを受け、地方教育行政と学校経営に関するわが国の政策・制度は大きく改革されつつある。改革の目的は、教育行政の地方分権化と、学校の自主性・自律性の確立である。第16期中央教育審議会（以下中教審）第2次答申「今後の地方教育行政の在り方について」（1998年9月）では、教育行政においても地方分権化を図るべく、具体的提言を行った。そして、1999（平成11）年7月の地方分権一括法の成立によって、教育行政に関しても制度改革が実現した。それは、①当該教育委員会によって任命された、都道府県教育長を文部大臣が、市町村教育長を都道府県教育委員会が承認する制度（教育長の任命承認制）の廃止（地教行法第16条の改正）②文部大臣から都道府県及び市町村、都道府県教育委員会から市町村に対する指導・助言・援助の義務規定（「行うものとする」）を任意規定（「行うことができる」）に改めたこと（同法第48条の改正）、③都道府県教委員会が市町村立学校の組織編成等の基準を設定できるとする規定の廃止（同法49条の廃止）、④文部大臣による措置要求制度の廃止（同法第52条の廃止）⑤市町村教育委員会の主体的判断を尊重する観点から、市町村教育委員会の行う学級編成に対する都道府県教育委員会の認可制を事前協議制・同意制に改めたこと（義務標準法第5条の改正）、などである。

また、この答申では地方分権化を進める改革によって教育行政にかける比重をより高める教育委員会と、その管轄する公立学校との関係に関しても、改革が必要であるとしている。すなわちそれは、各学校の責任と判断、創意工夫によって、子どもの個性を伸ばし「生

きる力」をはぐくむ「特色ある学校づくり」を進めることができるように、学校の自主性・自律性を確立する方向の改革である。そのために、具体的には、①学校管理規則を学校の裁量と自主的判断の範囲を拡大する方向で見直すこと。②教育委員会が学校に対して行う指示・命令と指導・助言とを明確に区別して運営すること、③教職員人事における校長の裁量を拡大すること、④校長の裁量を増す方向で学校予算の在り方を見直すこと、が提示された。また、2004（平成16）年3月の諮問「地方分権時代における教育委員会の在り方について」以来、中教審の地方教育行政部会においても審議が行われており、2005（平成17）年に部会まとめが出されている。ここでは教育委員会の機能の強化について指摘されており、学校と教育委員会との関係の改善として、保護者や地域住民に対して直接説明責任を果たしていくために、学校に権限を与え、校長のリーダーシップの下で自主的な学校運営ができるようにすることや、予算面や教職員配置に対する校長の権限をさらに拡大していくこと、学校評価における自己評価の公表と充実した観点からの外部評価によってより多面的なものとしていくこと、指導主事による学校指導や現職教員の活用などによる授業改善の支援、が重要とされている。また、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」（2005年10月26日）でも、同様に教育委員会の会議の形骸化や国の示す方針に従う縦割りの集権的組織について、責任の所在の不明確さなどを指摘し、教育委員会の機能の強化について述べている。学校との関係については、学校の自主性・自律性の確立のために、校長の裁量権限拡大という視点から、教職員人事、学校予算、学校評価について権限委譲について書かれている。

本研究では、中教審答申または部会での指摘を受け、その後、現在まで課題に対してどのように対策がなされてきたのかを検討し、新たな課題や今後の具体的改善方法について考察することを目的とする。そのために第1章では教育委員会制度の歴史と展開について分析し、第2章では自律的学校経営と教育委員会制度として現在までに教育委員会制度改革についてどのようなことが問題とされてきたのかについて教育委員会と学校との関係の問題を中心に明らかにし、そして第3章では教育委員会と学校との権限関係の問題について述べ、今後の教育委員会の役割について考察することとする。具体的には、学校の裁量拡大という点から注目し、1998（平成10）年の中教審答申と地方分権一括法の改正を契機とする学校管理規則の改正により市町村立学校のどのような権限が可能になったのかについて考察するとともに、それらを受けて今後の地方教育委員会の役割について検討するものである。

II. 論文構成

序章 本研究の目的

第1章 教育委員会制度の歴史と展開

第1節 戦後教育改革と地方教育委員会制度の成立

第 2 節	地方教育行政法の制定と学校管理規則
第 3 節	現代教育改革と教育委員会制度改革
第 2 章	自律的学校経営と教育委員会制度
第 1 節	学校経営改革と教育委員会
第 2 節	自律的学校経営と学校管理規則
第 3 節	教育長と校長の学校管理意識の実態
第 3 章	教育委員会制度改革の展望と戦略
第 1 節	学校への権限委譲と教育委員会
第 2 節	学校予算編成と教育委員会
第 3 節	市町村教育委員会の活性化
終 章	本研究のまとめと今後の課題

Ⅲ. 論文の概要

〈第 1 章〉

本章では、教育委員会制度の始まりである教育委員会法の成立した戦後の教育改革から現代の教育改革、教育委員会制度改革まで、教育委員会制度の歴史とその展開について述べた。

戦前の教育行政というのは、国家統治権の一作用として考えられていたので、一般行政からの独立という観念は全くなく、専ら国の事務として取り扱われていた。当時は国の教育政策を地方まで浸透させることをねらいとしており、教育を画一的に統制することを目的とした教育行政組織であった。この時期の教育行政は中央と地方が結びついた教育行政組織によって、中央集権的で官僚統制的な性格を強く持つものとなった。

戦後の教育行政改革は、戦前の教育行政の性格の徹底的改革を目的に、新しい民主主義的国家にふさわしい方向が目指された。戦後の教育改革の基軸とされたのは教育の民主化、教育行政の地方分権化、教育の自主性の確保であった。

地方教育行政改革の一環として、1948（昭和 23）年 7 月に教育委員会法が成立し、教育委員会制度は同年 11 月から始まった。教育委員会法は教育行政における素人統制（layman control）と専門的指導制（professional leadership）の間の抑制と均衡（check and balance）によってこそ、よりよい教育ができるとする元来アメリカの教育委員会制度理念を米国教育使節団の勧告によって制定された。

教育委員会制度は実際に設置運営される中で、教育委員会の専門性、事務教育機構の脆弱性、教育予算の困難性などによってその存続すら危ぶまれる状況が続いた。しかし、その具体的な解決策がなされないまま、1956（昭和 31）年の地教行法が成立されることとなった。

地教行法と教育委員会法の大きな違いとして、教育委員会法では教育委員が首長部局・

議会から強く独立した上で教育委員会会議が活発な政策論議を踏まえた意思決定の場であることを正しいとし、そのため公選により地域住民のある特定利害を現した教育委員が選任されることを教育委員会制度の理念に合致しているという立場であるのに対して、地教行法では、一般行政との調和、連携の下で基本的な政策論議と政策形成を首長・議会および教育委員会事務局（教育長）が主導的に担い、大きな偏りや問題がないかを素人の教育委員にチェックしてもらおうというものであり、そのため教育委員は地域住民全体の代表という性格を有する中立・公正で「大局的な判断をなしうる広い見識の人材」が望ましいとする立場である

地教行法では、第33条において「学校等の管理」について定められており、学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校・教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で定めるものとしている。これを学校管理規則といい、学校と教育委員会の関係はこれにより定められている。学校管理規則の目的は「教育機関（特に学校）自体の独自性を明確にすることを資するため、教育委員会法によって、委員会と教育機関との事務の分担関係を明確にするもの」である。地教行法によって、教育機関は学校の判断で処理する事務と教育委員会の判断で処理する事務とを区別し、学校は一定の主体性を持ち、具体的、日常的な学校運営を行うことができるようになってきている。しかし、現代教育委員会制度改革においてはその学校と教育委員会の関係について学校の自主性・自律性の確立という点からの見直しが指摘されるようになった。

具体的には、学校に対する教育委員会の関与が必要以上に強すぎて、学校の主体性を制約し、校長の責任に基づく適正な学校運営が行われておらず、責任の所在も明確でなく、学校の特色を出しにくいとの指摘がされている。このような問題意識から、校長が地域の実態を踏まえ、生徒や保護者の要望等に的確に応え、地域に根ざした、特色ある学校づくりを責任を持って推進できるようにするための条件整備が必要になってきた。そのためには、学校の裁量権限の拡大が必要である。そこで、学校と教育委員会との関係を規定する、地教行法第23条第1項（教育委員会の職務権限）に基づく、管理運営規則の見直しが必要になってきた。

現代学校教育改革では、今まで教育行政当局に集約化されてきた学校の教育課程、人事、予算についての権限を学校に委譲し、それを制度化するという方向である。

教育課程については教育課程審議会答申（1998年7月）や学習指導要領の改訂（1998年12月）に示されるように、「子どもの個性・自発性を尊重するには、最終的に個々の学校において独自の教育課程を編成し、実践していくことが不可欠である」ために、学習指導要領についていっそうの大綱化と弾力化を図るとともに、その運用について学校の権限を大幅に認めていく方針が提案された。

人事権に関する権限の拡大については、「校長の教育方針に基づく特色ある教育活動を展開できるよう」校長の意見をできるだけ反映できる人事異動の方法の工夫や、非常勤講師等の任用について権限拡大が提言されている。また学校予算についても学校の裁量権限

の拡大が提案されている。人事や予算は学校経営活動の基本的条件であり、学校の創意工夫による特色ある教育活動の展開にとって必要不可欠なものである。

これからの学校の管理運営の在り方としては、校長がリーダーシップを発揮し、自らの教育理念や教育方針に基づき、地域や生徒の要望に的確に応え、「画一と受け身の学校運営」から「自立と創造の学校経営」ができるように、教育委員会と各学校の権限関係を規定した「学校管理規則」の見直しをさらに進めることが必要である。

〈第2章〉

本章では、現在の教育改革において課題とされている学校への権限委譲について述べた。1970年に文部省が学校の自主性や自律性の確立を強調し始めてから学校の相対的自主性は認められてきた。しかし、実際は中央集権的で官僚教育行政体制の下で、学校は教育行政の方針や枠組みに大きく規制され、その指示・指導に依存し従属している状況であった。

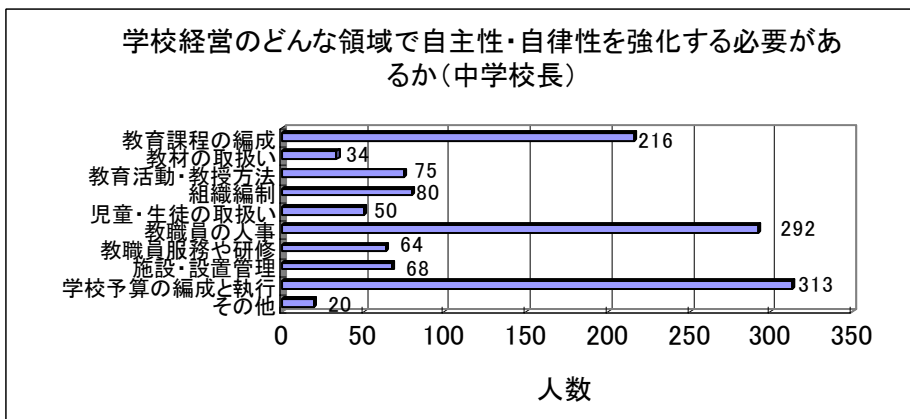
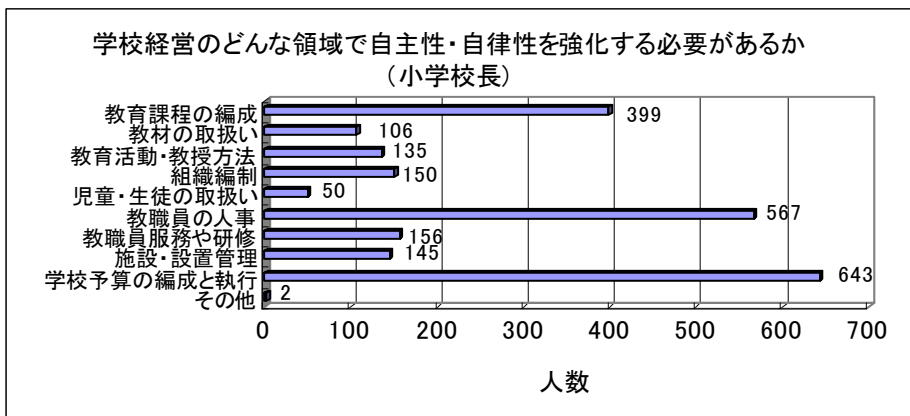
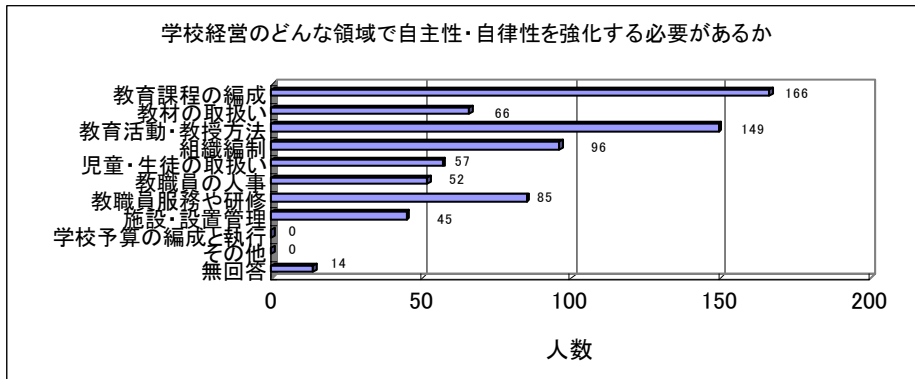
この現状に対して、中教審答申（1998年9月）では学校の自主性・自律性の確立が課題であるとして次の5領域について具体的な改善方策として提起した。

- ① 学校管理規則の見直し
- ② 学校に対する指示・命令と指導・助言との峻別
- ③ 教職員人事等の在り方の見直し
- ④ 学校予算の見直し
- ⑤ 教育委員会の支援機能の拡大

しかし、この改善方策の不十分さを大脇康弘は「新しく校長の専決事項となると考えられるものは、教育課程面では副読本の承認、振り替え授業の承認、教育課程の承認と現行でも承認されている県が少なくない」こと、「人事面では非常勤講師の任免、臨時的任用講師の任免などと限られており、他は同様意見具申にとどまっている」こと、「予算面ではヒアリングを通して反映させたり校長裁量で執行できる会計処理を導入するとしているが、これがどの程度柔軟で活用しやすい仕組みになるか」が論点になると指摘している。

また、日本教育経営学会が2001年に実施した市町村教育長と小中学校長を対象とした自律的学校経営に関する全国調査では、学校経営にどんな領域で自主性・自律性を強化すべきかに関して、市町村教育長と小・中学校との間で意識の違いが明らかになった。その調査結果によると、市町村長は自主性・自律性の確立のために重要な学校経営の領域として「教育課程の編成」や「教育活動・教授方法」や「組織編制」を挙げているのに対し、「教職員の人事」や「学校予算の編成と執行」を最も低い順位に挙げている。しかし、小・中学校長に関して言えば、「教育課程の編成」とともに、「教職員人事」と「学校予算の編成と執行」を自主性・自律性を強化するべき項目として挙げていた。

このことから、今後必要とされてくる学校の裁量権限の拡大項目は教職員人事や学校予算についてではないかと考えられる。



〈第3章〉

本章では、2章で明らかになった、学校長が教職員人事や学校予算に関して自主性・自律性を強化する必要があるとの結果から今後どのような対策が行われるべきなのかに関して、学校の裁量が拡大された事例として、神奈川県茅ヶ崎市と東京都中野区の学校経営の取り組みについて述べた。

「茅の響きあいプラン」—神奈川県茅ヶ崎市

茅ヶ崎市がすすめる「茅の響きあいプラン」では学校そして地域・家庭と2つの大きな課題にわけて考えている。

学校の課題としては、「学び・育ちあう学びの共同体としての学校の創造を」と提案し、学校を学びあい・育ちあいの場として子どもたちだけでなく、教師も専門家として成長しあい、保護者も学びあう場であると考えていることである。また、教育課程に編成に関して「教育課程」「研究過程」「自然・文化教室」の設定を掲示し、学校、家庭、地域社会の分担を明確にすることを考えている。

地域・家庭の課題としては、茅ヶ崎市の教育を全市的な課題として捉え、市民の自覚と合意による教育活動を展開するという「わくわくコミュニティ」の拡充をあげている。この事業は地域の教育組織のネットワークを図るとともに、子どもたちの学校内外での活動の支援、家庭での子育てや地域での学習活動の支援をおこなうものとしている。

学校経営の課題としては、Learning Community、学び、育ちあう学びの共同体とCurriculum Development、教育課程の開発の2点をあげている。

① Learning Community、学び、育ちあう学びの共同体

- ・ 多目的教室、ふれあい広場や外部の利用者のための解放玄関を設置するなど「学びの共同体」としての学校を強く意識した設計
- ・ 一人一人の教師の専門性と自律性に裏打ちされた創造的・実験的な教育実践を行う必要があり、教師の個性に根ざした教育実践の多様性を基盤とした校内研修

② Curriculum Development、教育課程の開発

- ・ 学年ごと、教科ごとの年間計画をできるだけ単純なものとし、柔軟な訂正を可能とする
- ・ 教師の単元構成→授業化→評価という中に他の教師、指導主事、外部の研究者、父母地域住民まで受け入れた共同実践
- ・ 授業実践によって収集・開発された教具・資料に開放性・許容性を持たせる

教育予算枠配分方式・学校フレーム予算—東京都中野区

学校は予算執行権の委譲や補助執行によって一定の事務に関して一定金額未満の契約権限が与えられている。しかし、その契約権限や学校予算の執行の実情は、教育委員会の設

置規模や教育委員会と学校との関係のあり方によって地域ごとに大きく異なる。東京都中野区ですすめられている教育予算編成の試みは示唆に富む。

① 教育予算枠配分方式

教育予算枠配分方式とは、区長部局が教育予算のうち1千万円を超える人件費・工事費等を除く一定枠の教育諸経費について、教育委員会に予算編成上の調整を委ねたもので、教育委員会は、区長部局から示された枠内予算について自主的な予算編成を認められるというものである。中野区ではこうした枠配分方式のほかにも「調整加算」という特色ある試みも行っている。「調整加算」とは、教育委員会の事業全体のレベルアップを図りながら臨時的あるいは新規事業に教育委員会が自主的に創意工夫をもって対処することを保障しようとする意図で設けられたものである。これは枠配分予算の多くも経常的経費であることから、教育委員会の新規事業に対する自主的で創意ある活動を担保する財源を保障する意味で工夫されたものと説明されている。

枠配分額の決定を受け、教育委員会事務局各課は予算要求書の作成作業をすすめるが、それと並行して教育委員会は自らの行政目標・計画に沿った効果的な予算編成を進めるために政策の見直しや政策選択を行う。その作業にとって重要なものが教育委員会の「教育行政目標」と区が策定する「中期計画」である。「教育行政目標」作成にあたっては、小中学校長会をはじめとする教育関係諸団体からの要望、ヒアリングがすすめられ、また、各種団体審議会での話し合いや審議内容がそこに反映されるような手続きがとられている。こうした方式が導入された直接のきっかけは、教育委員準公選の実施にあり、区民投票を参考にして任命・構成される教育委員会が区民に期待される役割を十分に発揮できるようにと、教育予算編成面で委員会の自主的判断と裁量を生かせるよう配慮したものであったとされている。

② 学校フレーム予算

学校フレーム予算とは、教育委員会が一定の基準で算出した各学校への予算総額を掲示し、この学校は掲示された予算総額の範囲内で自由に各費目ごとに配分計画を立て、来年度の学校予算を編成できるというしくみである。

中野区では、学校配当予算のうち庶務課所管の学校管理費の報償費、交際費、食料費、一般需要費、役務費、使用量及び賃借費、備品購入費及び工事請負費によって構成されるもので各学校は掲示されたフレームの範囲内で来年度の学校予算を立てることを保障される。この制度を導入する前は、都教育委員会の「義務教育学校運営費標準」を基礎に学校・学級・児童生徒数などを単位に各節ごとに一律に算出した予算を学校に一方向的に令達していたが、特定の節で予算の過不足が生じること、そのため年度途中での節間調整を求める要望が毎年学校から多く出されていたこと、教育委員会事務局の執行予算の不経済性等が指摘されていたため、1984（昭和59）年に学校フレーム予算を導入することになった。

た。そして、特定の節間に限定されている節間流用（調節）も認められるようになった。

学校フレーム予算の実施による効果として、予算執行率が高くなり予算の有効活用がすすんだこと等が指摘されている。こうした学校フレーム予算のような工夫だけでも学校の実情に沿った学校予算の編成や執行が可能となる。特に、予算編成に「ズレ」が存在し、その「ズレ」をそのままにした現行制度では、計画的・効率的な学校予算の編成・執行が困難であって学校予算の裁量が教育活動に有効に機能するような制度運用上の見直しが必要とわなければならない。中野区では、次年度の学校編成作業をその年の9月頃に行うことになっており、学校側に計画的な予算作りの能力が強く問われることになる。しかし、教育活動の予測性の難しさ等を考慮すればたとえば計画的な予算づくりをしたとしても年度途中で執行計画を修正せざるをえない場合が多い。その点、年何度かの調整を認めるなど、そうした事態に柔軟に対応できる工夫がもっとなされる必要がある。

市町村教育委員会の活性化

今後各学校には学校の自主性・自律性の確立が目指され権限が委譲されることとなる。それでは、今まで学校を管理してきた市町村教育委員会は今後どのような存在となっていくかなければならないのだろうか。それは、これから学校をサポートしていく役割を持つ教育委員会がよりいっそう活性化していくことである。地方分権が推進される中、今後市町村教育委員会の活性化がより意味を持つてくる。

活性化によって強化されるべき教育委員会制度の機能は、レイマンコントロールとプロフェッショナル・リーダーシップの統一という制度理念から言って、本来の機能である「住民意志を公正に反映すること」と、教育の自主性を尊重しつつ、地域全体の教育力を高めるための「専門的指導助言を行うこと」の2つにまとめられるだろう。

① 公正な民意の反映強化のための方策

市町村教育委員会の政治機構としての側面の活性化、すなわち「住民意思の公正な反映」にかかわる諸能力の向上のためには、教育委員の「住民代表性」の確立が上げられる。さらに、住民代表性を高める手だてとしては、委員一人一人の職務に対する自覚と職務遂行への意欲的取り組み以外にないだろう。そうした自覚と意欲を醸成する条件が組織的に整えられるべきである。委員としての自覚と意欲を持つ住民を選任する手続きの工夫—一人選の見直しと、委員としての自覚と責任をもつように組織的教育を行うこと—研修の充実である。

また、「公正な民意の反映」に関わる能力向上策として、広報・広報活動の充実が考えられる。教育委員会は保護者や地域住民の意向や要望、苦情を適切に反映させるため、例えば教育委員が地域に出向いて懇談会を行うなど、広報広聴活動についての充実を図ることが必要である。

② 専門的指導助言充実のための方策

教育の自主性を尊重しつつ、地域全体の教育力を高める「専門的指導助言」能力を向上させるためには教育長の専門性の確立が考えられる。今日教育委員会は、問題解決者としての教育委員会像が求められており、そうした社会的期待に対応する鍵は教育長が握っているといても過言ではない。

教育長の専門性を確立するための方策の一つは、任用資格制である。教育委員会法では、教育長は教育委員免許状を有する者のうちから教育委員会が任命するという教育・教育行政に関する専門的知識の保持が制度としてあったが、現在はなくなっている。教育長が任用資格制により選ばれるようになると従来以上に幅広い基盤から有能な人材を選ぶことができるようになる。

専門的指導助言能力の向上に必要な措置として、さらに事務局体制の充実・強化があげられる。特に学校の再生に対する教育委員会の責任との関連で言えば、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する専門的教育職員である指導主事の組織的陣容の強化が重要である。

IV. 本研究のまとめと今後の課題

本研究では、教育委員会制度の成立によって設置された教育委員会の歴史と展開について分析し、また現在進められている自律的学校経営のためにその教育委員会制度がどのように改革されてきたのか、そして、教育委員会制度改革の一部である教育委員会と学校との関係について、権限委譲という視点から述べてきた。

現在、教育委員会と学校との関係は、以前までの教育委員会が学校を管理するという性格から、教育委員会が自主的な教育活動を展開する学校をサポートする役割へと転換されつつある。それは、中教審答申「今後の地方行政の在り方について」（1998年9月）より課題として「教育委員会の必要以上の関与が学校の主体的な活動を制約しているのではないか」ということが挙げられ、後の同部会まとめ「地方分権時代における教育委員会制度の在り方について」（2005年1月）や同答申「新しい時代の義務教育を創造する」（2005年10月）においても同様に指摘され、より具体的な方策等について挙げられてきていることから、学校管理の在り方について常に問題視されてきたことがわかる。

実際に2001年の全国の市町村教育長と学校長を対象とした調査からも、学校評議委員の設置、職員会議の位置付けの明確化、教育委員会の許可・承認・報告等の縮減についての学校管理規則の改正はなされてきたが、予算面や人事面についてのまだ不十分な点があり、今後の改善が必要とされる部分ではないかと考えられる。

3章において述べたが、学校・校長に権限委譲をしたうえで、今後の地方教育委員会の役割として期待されることは、住民の意思を吸収し、それを学校の教育活動に反映される

よう専門的指導助言が行えるように地域の全体的な教育力を高めることである。

学校が自主的・自律的に学校経営をおこなっていくためには、地域独自の特色を生かした教育活動を展開していかなければならないことを考えれば、地域住民・保護者との協力体制は不可欠であると考ええる。学校が地域との協力体制を築くためには、学校が地域に開かれた学校であることが必要であり、教育委員会がその両者をつなげるパイプとして機能していかなければそれは実現することはできないであろう。

したがって、教育委員会は、地域の意見を吸収し、それを各学校へと提供し、同様に学校からの情報も地域住民へと提供する役割を担い、三者がお互いに組織機能や活動について理解をもつことができるように、地域—教育委員会—学校という関係により透明度をもたせることが期待される。

また、小規模の教育委員会においては、教育予算が少なく学校へ予算に関しての権限を委譲しても大規模の教育委員会の行っているような取り組みを行っていくことが難しいという指摘がある。小規模の教育委員会が管轄する学校においても大規模の教育委員会の管轄する学校が行う教育活動ができるような体制づくりが必要である。現在独自の教育活動を行っている学校や教育委員会が実践事例として取り上げられているが、その学校をモデルとして同様の取り組みがどの学校においても実践できることは予算的に難しいのではないだろうか。今後すべての学校において、その学校独自の教育活動が自由に行うことができるような基準となるものをつくることができれば、現在進められている学校の自主性・自律性の確立という教育改革は大きく前進するのではないだろうか。

本研究では、教育委員会の役割を学校との関係に着目して扱ってきたが、これからの教育委員会の役割は、学校の自主的・自律的な教育活動を支援するための支援を行っていくだけではなく、地域全体の教育力の向上をも考えていかなければならず、そのための他の機関との関係や役割の分担についても検討していかなければならない。学校以外での地域の教育の責任者として今後どのような存在でなければならぬのかを考えることが今後の課題である。

V. 引用・参考文献

- ・ 鈴木英一『教育行政』東京大学出版 1970
- ・ 海後宗臣『教育改革』東京大学出版会 1975
- ・ 木田宏『新訂 逐条地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第一法規 1977
- ・ 村井実全訳解説『アメリカ教育使節団報告書』講談社 1979
- ・ 金子仁『教育法〈新版〉』有斐閣 1978
- ・ 安部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房 1983
- ・ 木田宏『教育行政法〈新版〉』良書普及会 1983
- ・ 真野宮雄『現代教育問題セミナー 5 教育行政』第一法規出版 1988

- ・ 日本教職員組合編『日教組四十年史』労働教育センター1989
- ・ 鈴木勲『全訂新版 教育法規の理論と実際』教育開発研究所 1989
- ・ 神田修也編『史料教育法 (増補版)』学陽書房 1991
- ・ 鈴木栄一・平原春好編『史料教育基本法50年史』勁草書房 1998
- ・ 『今後の地方教育行政の在り方について』第16期中教審第2次答申 1998
- ・ 小川正人『地方分権改革と学校・教育委員会』1998 東洋館出版社
- ・ 堀内孜『地方分権と教育委員会制度』ぎょうせい 2000
- ・ 大脇康弘「学校の自律性と教育委員会の権限・役割」日本教育経営学会監修『公教育の変容と教育経営システムの再構築』玉川大学出版部 2000
- ・ 北神正行『現代学校経営改革論 その理念と実践』2001 教育開発研究所
- ・ 堀内孜『教育委員会の組織と機能の実際』2001 ぎょうせい
- ・ 堀内孜『開かれた教育委員会と学校の自律性』2001 ぎょうせい』
- ・ 河野和清『地方分権下における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』2004 多賀出版
- ・ 小川正人『義務教育改革 その争点と地域・学校の取り組み』2005 教育開発研究所
- ・ 『新しい時代の義務教育を創造する』中教審答申 2005